

新	旧
土木工事等における情報共有システム運用ガイドライン（案） 1．運用方針 ・情報共有システム 国土交通省が発出する「工事中における受発注者間の情報共有システム機能要件」及び「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の最新版を満たすシステム（別紙　情報共有システム提供企業一覧表）を標準とするが、国の運用において前基準との移行期間が設けられている場合はその限りではない。 <u>なお、秋田県では「LGWAN-ASP」の使用を原則とする。「LGWAN-ASP」の対応状況については、「別紙　情報共有システム提供企業一覧表」によるものとし、秋田県公式サイトにて随時更新する。</u> 4．費用 情報共有システムに係る費用（登録料及び使用料）について、工事においては共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。業務においては、測量業務は間接測量費、地質調査業務は業務管理費、設計業務等は間接原価、調査、計画業務は間接調査費の率計上分にそれぞれ含まれる。<u>なお、情報共有システムに係る費用が率計上分には含まれない業務等で利用する場合は、直接経費又は一括計上価格に積上げ計上する。</u> 5．適用する工事及び業務 営繕工事及び営繕工事に関連する業務、_____その他業務を除く全ての工事及び業務に適用する。なお、発注者が情報共有システムの利用に適さないと判断した場合は、発注時及び受注後協議により適用を除外できるものとする。 6．情報共有システムの利用及び契約 ・利用する場合 受注者は、契約締結後、工事等で使用する情報共有システムの選定にあたっては、県で原則とする「LGWAN-ASP」の使用を考慮し、「事前協議チェックシート」を用いて_____ <u>事前合意</u>を得ること。 ・契約 情報共有システムのサービス提供者との契約は受注者が行うことと<u>する。</u>	土木工事等における情報共有システム運用ガイドライン（案） 1．運用方針 ・情報共有システム 国土交通省が発出する「工事中における受発注者間の情報共有システム機能要件」及び「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の最新版を満たすシステム（別紙　情報共有システム提供企業一覧表）を標準とするが、国の運用において前基準との移行期間が設けられている場合はその限りではない。 <u>なお、秋田県では「LGWAN-ASP」の使用を原則とする。</u> 4．費用 情報共有システムに係る費用（登録料及び使用料）について、工事においては共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。業務においては、測量業務は間接測量費、地質調査業務は業務管理費、設計業務等は間接原価、調査、計画業務は間接調査費の率計上分にそれぞれ含まれる。<u> </u> 5．適用する工事及び業務 営繕工事及び営繕工事に関連する業務、<u>災害復旧工事に関連する業務</u>、その他業務を除く全ての工事及び業務に適用する。なお、発注者が情報共有システムの利用に適さないと判断した場合は、発注時及び受注後協議により適用を除外できるものとする。 6．情報共有システムの利用及び契約 ・利用する場合 受注者は、契約締結後、工事等で使用する情報共有システムの選定にあたっては、県で原則とする「LGWAN-ASP」の使用を考慮し、「事前協議チェックシート」を用いて<u>工事打合簿等により監督職員等と協議し承諾</u>を得ること。 ・契約 情報共有システムのサービス提供者との契約は受注者が行うこととし、<u>サービス提供者との契約締結後、契約を証する写しを監督職員等に提出すること。</u>